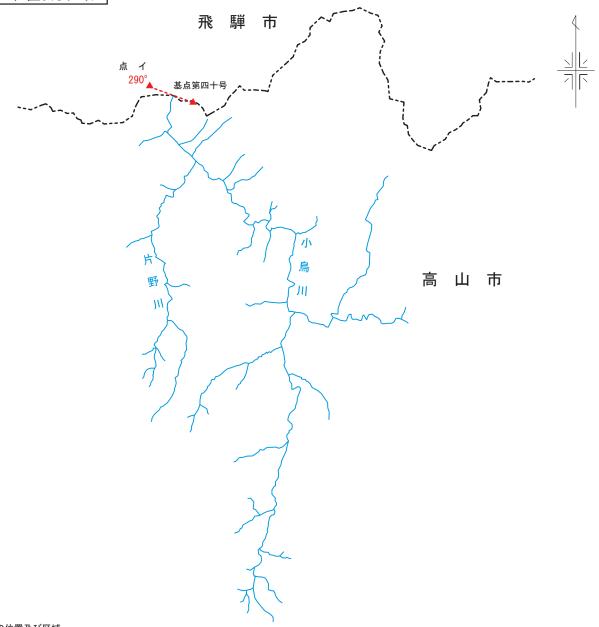
免許番号	内共第四十一号
漁業権者	高山市桐生町五丁目 190 番地 宮川漁業協同組合
漁業の名称	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業
関係地区	高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡清見村の区域に限る。)

行使制限統数

・やな

1統

## 漁場の位置及び区域



漁業の位置及び区域

基点第四十号と点イとを結ぶ線から上流の小鳥川及び片野川並びにそれらの支派川

基点第四十号 高山市清見町江黒八九九番地の一の北西端 点 イ 基点第四十号から二百九十度の線と小鳥川左岸との交点